

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		福祉総合システム	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		福祉総務課で行っている各事業（医療費助成事業、障害者手当支給事業、障害福祉サービス等利用者負担軽減事業、自立支援給付事業、地域生活支援事業、障害者等日常生活支援事業、障害児通所給付事業等）を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、性別、生年月日、住所、国籍、収入、個人番号、銀行口座、電話番号、手帳番号、障害程度、障害内容、サービス利用状況、相談履歴、医療機関、病名、世帯状況、保険情報、DV	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市に住民登録を有したことがある者、市外の施設等に入所している者のうち蕨市が援護等を行う者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人、住民基本台帳システム、公用請求等	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		身体障害者手帳台帳（紙）	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		身体障害者手帳の交付記録及び補装具・日常生活用具の交付記録、更生医療受給者証の交付管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		身体障害者手帳交付申請書、医師診断書、身体障害者手帳（写し）、補装具支給申請書、判定書、判定依頼書、日常生活用具支給申請書、更生医療支給申請書、更生医療受給者証（写し）、判定書、判定依頼書	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う身体障害者手帳所持者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された身体障害者手帳交付申請書、医師診断書、身体障害者手帳、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県立総合リハビリテーションセンター	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		身体障害者手帳
市の機関の名称		市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課
個人情報ファイルの利用目的		身体障害者手帳の交付記録及び管理を行うため
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、保護者氏名、保護者性別、保護者生年月日、手帳交付日、手帳発行者、手帳番号、障害程度
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う身体障害者手帳所持者
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された身体障害者手帳交付申請書、身体障害者手帳、職員が調査したもの
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県立総合リハビリテーションセンター
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—
	内 容	—
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し
（備考）		

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		療育手帳台帳（紙）	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		療育手帳の交付記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		療育手帳交付申請書、療育手帳（写し）、判定依頼書、児童指導台帳	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う療育手帳所持者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人及び家族から提出された療育手帳交付申請書、医師意見書、療育手帳、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県立総合リハビリテーションセンター 南児童相談所	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		療育手帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		療育手帳の交付記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、保護者氏名、保護者性別、保護者生年月日、手帳交付日、手帳発行者、手帳番号、障害程度、判定機関	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う療育手帳所持者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人及び家族から提出された療育手帳交付申請書、療育手帳、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		埼玉県立総合リハビリテーションセンター 南児童相談所	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		障害児支援受給者台帳（紙）	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		障害児通所支援の支給記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		障害児通所給付費支給申請書、障害児通所受給者証（写し）、モニタリング報告書、サービス等利用計画・障害児支援利用計画、医師意見書	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う障害児かつ障害児通所サービス利用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人及び保護者から提出された障害児通所給付費支給申請書、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害児支援		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉総務課		
個人情報ファイルの利用目的	障害児通所支援の支給記録及び管理を行うため		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	保護者氏名、住所、性別、生年月日、対象児氏名、性別、生年月日、障害区分、計画区分、利用サービス、市県民税、収入状況、負担区分、計画相談事業所、サポート調査項目		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	蕨市で援護を行う障害者かつ障害福祉サービス利用者		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	本人及び保護者から提出された障害児通所給付費支給申請書、職員が調査したもの		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル		
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☐ 有り ☒ 無し		
(備考)			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		障害者総合支援受給者台帳（紙）	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		障害福祉サービスの支給記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		障害福祉サービス支給申請書、障害福祉サービス受給者証（写し）、モニタリング報告書、サービス等利用計画、審査会資料	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う障害者かつ障害福祉サービス利用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された障害福祉サービス支給申請書、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☐ 電算処理ファイル ☒ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		障害者総合支援受給者台帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		障害福祉サービスの支給記録及び管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、性別、生年月日、障害区分、計画区分、利用サービス、市県民税、収入状況、負担区分、計画相談事業所	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う障害者かつ障害福祉サービス利用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された障害福祉サービス支給申請書、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
(備考)			

様式第 1 号（第 3 条関係）

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称		自立支援医療（更生医療）	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		更生医療受給者証の交付管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、健康保険、身体障害者手帳、障害内容、治療法、特定疾病受給者証、世帯課税状況、負担区分、医療機関	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う身体障害者手帳所持者でかつ更生医療受給者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された更生医療受給者証交付申請書、身体障害者手帳、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		日常生活用具	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		日常生活用具の交付管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、身体障害者手帳、療育手帳、世帯課税状況、日常生活用具、負担区分、業者	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う身体障害者手帳所持者でかつ日常生活用具利用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された日常生活用具支給申請書、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
(備考)			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		補装具	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		補装具の交付管理を行うため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、身体障害者手帳、療育手帳、世帯課税状況、補装具、負担区分、業者	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市で援護を行う身体障害者手帳所持者でかつ補装具利用者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された補装具支給申請書、判定書、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		重度心身障害者医療費受給者台帳	
市の機関の名称		市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的		重度心身障害者医療費の受給資格管理及び支払事務の実施のため	
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）		氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、保護者情報、保険情報、障害程度、有効期間満了日、受給者番号、世帯状況、収入状況、口座情報、受診履歴	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		蕨市重度心身障害者医療費の受給資格を有するもの	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		本人から提出された重度心身障害者医療費の支給申請書、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨		含む	
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先		—	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別		☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル	
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無		☐ 有り ☒ 無し	
（備考）			

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在宅重度障害者手当（身体・知的）受給者台帳		
市の機関の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉総務課		
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳・療育手帳所持者について、在宅重度障害者手当の受給資格管理及び支払事務を実施するため		
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）	氏名、住所、性別、生年月日、連絡先、障害程度、有効期間満了日、認定番号、収入状況、口座情報		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	身体障害者手帳・療育手帳所持者でかつ蔵市在宅重度障害者手当の受給資格を有するもの		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	本人から提出された在宅重度障害者手当の支給申請書、職員が調査したもの		
要配慮個人情報が含まれるときにはその旨	含む		
記録情報を当該市の機関以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先	—		
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	担当課名	総務部庶務課	
	所在地	〒335-8501 埼玉県蔵市中央5-14-15	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	—	
	内 容	—	
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル処理に係る個人情報ファイル（マニュアル処理ファイル）の別	☒ 電算処理ファイル ☐ マニュアル処理ファイル		
電算処理ファイルである場合、利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル処理ファイルの有無	☐ 有り ☒ 無し		
(備考)			